

宮城県における鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う家きん及び家きん由来製品の輸出手続について

今般、宮城県において、鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される生きた家きん及び家きん由来製品については、各国の受け入れについて詳細が確認できるまでの間、輸出検疫証明書の交付を一時停止することとなりました。

なお、相手国の受入れが確認された家きん由来製品等については、引き続き輸出検疫証明書を交付します。